

薬生食監発 0512 第 1 号
令和 2 年 5 月 12 日
(最終改正: 令和 6 年 6 月 18 日付け健生食監発 0618 第 3 号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)による改正後の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 10 条第 2 項及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第 68 号。以下「改正省令」という。)が公布され、平成 30 年 6 月 28 日付け生食発 0628 第 1 号及び令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 3 号により、改正法及び改正省令の内容等について連絡しているところです。

法第 10 条第 2 項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 8 条により、輸入される乳及び乳製品については、輸出国の政府機関によって発行された証明書(以下「衛生証明書」という。)又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第 121 号)により、本年 6 月 1 日に施行されることから、本年 6 月 1 日以降に輸入される乳及び乳製品の取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1. 衛生証明書の受入れについて

次の国については、衛生証明書を受け入れて差し支えない。

なお、その他の国からの輸入届出が提出された場合には、当課まで連絡すること。

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、イラン、インド、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーンジー、カナダ、韓国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コロンビア、ジャージー、シンガポール、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、台湾、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、ブータン、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マレーシア、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ、ロシア

2. 1に掲げる国から輸入される乳及び乳製品の取扱い

施行規則第8条に示す下記製品について、衛生証明書により、施行規則第9条で定める事項について確認すること。なお、下記の乳製品には生水牛乳を原料として使用した乳製品が含まれること。

乳	生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳
乳製品	クリーム、バター、チーズ（プロセスチーズを除く。）、濃縮ホエイ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、発酵乳

3. その他

検疫所においては、施行までの間、施行規則第8条に示す品目（衛生証明書の添付が義務付けられている品目）の輸入届出があった場合には、輸入者に対し、衛生証明書の添付が法令に基づく輸入要件となったことを周知するとともに、施行後は必要な事項が記載された衛生証明書を添付するよう指導すること。